

ボートパーク広島 利用者募集要項

指定管理者

株式会社 WAKO フロンティア

ボートパーク広島

〒730-0826

広島県広島市中区南吉島 1 - 1

TEL : 082-249-2855 FAX : 082-249-7955

1. 施設名称

ボートパーク広島

2. 施設場所

広島県広島市中区南吉島 1 - 1



3. 対象船舶

- (1) 船舶検査証書を有している小型船舶
- (2) 喫水(船の海面から船底までの深さ)1.8m以内の船舶
- (3) 賠償責任保険に加入済み、もしくは加入する船舶
- (4) 漁船登録を行っていない船舶
- (5) 営利を目的としない船舶

4. 船舶の大きさ【適正船舶】

- (1) 7 mバース 実測全長が 8.0 m以下、実測全幅が 3.0 m以下
- (2) 8 mバース 実測全長が 9.0 m以下、実測全幅が 3.6 m以下
- (3) 9 mバース 実測全長が 10.0 m以下、実測全幅が 3.8 m以下
- (4) 11 mバース 実測全長が 13.0 m以下、実測全幅が 4.3 m以下
- (5) 14 mバース 実測全長が 16.0 m以下、実測全幅が 4.9 m以下

※実測全長とは係留状態における船舶の最先端からエンジン等の最後端までの長さであり、船舶検査証書の数値(喫水値)とは異なります。船外機仕様の場合は船外機を上げた状態で計測し、船内外機においてはドライブ部分を上げた状態で計測します。

5. 収容隻数

5 1 6 隻(第 1 期工事分)

- | | | | |
|-----|----------|------|---------|
| (1) | 7 mバース | 収容隻数 | 1 5 2 隻 |
| (2) | 8 mバース | 収容隻数 | 2 4 0 隻 |
| (3) | 9 mバース | 収容隻数 | 7 5 隻 |
| (4) | 1 1 mバース | 収容隻数 | 3 8 隻 |
| (5) | 1 4 mバース | 収容隻数 | 1 1 隻 |

※ 施設設備は、浮棧橋、補助棧橋、給水・給電施設、クリート、シャワー、トイレ、駐車場、テナント、管理事務所等です。

6. 利用料金

- | | | | |
|-----|----------|----|--------------------------------|
| (1) | 7 mバース | 月額 | 2 0,5 7 0 円 (消費税込) |
| (2) | 8 mバース | 月額 | 2 3,8 3 7 ~ 2 9,8 8 7 円 (消費税込) |
| (3) | 9 mバース | 月額 | 2 7,1 0 4 ~ 3 3,5 1 7 円 (消費税込) |
| (4) | 1 1 mバース | 月額 | 4 7,6 7 4 円 (消費税込) |
| (5) | 1 4 mバース | 月額 | 7 4,4 1 5 円 (消費税込) |

※ 利用料金は前払いとなります。

※ 利用料金は、1・2・6回分割でのお支払いとなります。支払い月は1回払いが3月、2回払いが3月・9月、6回払いが3月、5月、7月、9月、11月、1月となります。なお、月の途中からの利用の場合は月の日数分を日割りでお支払い下さい。

7. 申し込み方法

次の必要書類を揃えて申し込み下さい。

- (1)使用許可申請書
- (2)反社会的勢力ではないこと等に関する表明・誓約書
- (3)ボートパーク広島利用申請書
- (4)ボートパーク広島利用契約書
- (5)所有権以外の権限に基づき使用している場合は、その使用に係る所有者の承諾書
- (6)船舶検査証・船舶検査手帳・賠償責任保険の写し
- (7)施設の使用許可申請に当たっては、許可の制限や許可の基準等への該当の有無及び申請者の要件を満たしているか否かを審査するため、申請者の住民票・印鑑証明書(ただし発行後6ヶ月以内のもの)の提出が必要です。
法人による申請の場合は、法人の商業・法人登記簿謄本・印鑑証明書(ただし発行後6ヶ月以内のもの)の提出が必要です。
- (8)口座振替依頼書

8. 施設使用許可と契約手続き等

- (1)施設使用許可申請者の住所・氏名・生年月日等を記入した申込書を審査後、審査通過者に対し、審査後施設使用許可を行います。
- (2)申請内容を確認するために、事前に船舶の全長、喫水を申告していただきます。
- (3)係留区画については、船舶の全長に該当する棧橋になりますが、担当者と調整し決定します。
- (4)許可期間は原則4月～翌年3月末までの1年間とし、引き続き施設利用を希望される場合は、同係留区画での更新に配慮します。
- (5)許可後、株式会社WAKO フロンティアから保証金、申込金、係留料の請求書を発行しますので、初回分については金融機関からお振り込みいただき、2回目以降は利用者指定の金融機関から引落しをさせていただきます。

9. 許可の制限

- (1)施設使用の目的または方法が、次のいずれかに該当する場合は、施設使用の許可を受けることができません。また、許可を受けた後において、次のいずれかに該当した場合は、その許可を取り消す場合があります。
 - ア 公益を害し、または風俗を乱す恐れがあると認められるとき。その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当ではないと認められるとき。
 - イ 施設を損傷する恐れがあると認められるとき。
 - ウ 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織(いわゆる反社会的勢力)の利益になると認められるとき。
 - エ その他施設の管理および運営上支障があると認められるとき。
- (2)施設の使用許可の申請を行う方が、次のいずれかに該当する場合は使用許可を受けることができません。また許可を受けた後において、次のいずれかに該当した場合は、その許可を取り消す場合があります。
 - ア 利用料金(使用料)を滞納している場合
 - イ 施設使用が、係留施設の安全かつ効率的な利用を妨げる恐れがある場合
 - ウ 施設使用が、係留施設の能力に照らして適切なものでない場合
 - エ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織(いわゆる反社会的勢力)の利益になると管理者が認める者、その他管理者が係留施設の使用を不相当と認める場合。

10. 許可の条件

- (1)使用者は、『ボートパーク広島設置及び管理に関する条例』、『ボートパーク広島管理規則』、『ボートパーク広島使用基準』等を遵守しなければならない。
- (2)次の各号の一に該当する使用者に対して、施設使用の禁止、及び使用許可の取り消、

又は船舶移動その他必要な措置を命じることがあります。

① ボートパーク広島使用基準第五条、第六条、第七条、第九条、第十条及びボートパーク広島利用契約書に規定する次の各号に違反したとき。

- 一 ボートパーク広島施設内において粗野又は乱暴な言動をして他の使用者、見学者等に不安感、不快感等を与えること。
- 二 他人に迷惑となる行為をするなどボートパーク施設内の秩序を乱すこと。
- 三 支払期限を経過しても、利用料を支払わないこと。
- 四 支払期限を経過しても、使用者が指定管理者に対して負担する燃料代、許可艇の修理代その他県及び指定管理者との取引に係る債務を履行しないこと。
- 五 ボートパーク施設内において、ボート、ヨット、エンジン、航行機器その他の物品の販売若しくは賃貸又は有償の役務の提供その他これらに類する行為を行うこと。
- 六 知事及び指定管理者の事前の書面による許可なく、継続的に許可艇を使用して第三者にクルージング、釣り、ダイビング等をさせ、又はそれらの役務を提供すること。
- 七 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織若しくはこれに類する非合法的な団体となること又はこれらの団体の構成員若しくは準構成員となること。
- 八 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織若しくはこれに類する非合法的な団体の構成員若しくは準構成員を許可艇に乗船させ、又は許可艇若しくはボートパーク施設を使用させること。
- 九 ボートパーク施設内において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、賭博等の犯罪行為又は法令違反行為を行い、又は使用者が許可艇を使用させた者にこれらの行為を行わせること。
- 十 使用者は、使用許可期間の中途において、許可艇を変更してはならない。ただし、使用者が変更をしようとする日の一月前に、指定管理者に申請し、その承諾を得た場合は、この限りでない。
- 十一 使用者は、自らの責任で許可艇の保守、管理及び航行を行うものとし、第三者に対し、これらの行為を委託してはならない。ただし、指定管理者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
この基準は、いかなる場合においても、使用者から県及び指定管理者に対して許可艇の保守及び管理を委託したものと解されるものではない。
- 十二 使用者は、有償又は無償を問わず、第三者に対し、ボートパークの使用に関する権利の全部又は一部を承継させ、譲渡し、又は担保に供することができない。
使用者は、有償又は無償を問わず、指定管理者の書面による承諾なく、ボートパークの使用に関して負担する義務の全部又は一部を、第三者に引き受けさせて

はならない。

- 十三 使用者は、有償又は無償を問わず、第三者に対し、許可艇の所有権の全部又は一部を譲渡してはならない。
- 十四 指定管理者の許可を得ずに営業行為を行うこと。特にボートの売買、ボート部品・用品の売買、ボートの整備・修理業、遊漁船業、レンタルボート業、遊覧ボート業、免許教室、商業写真撮影等の営利を目的とする行為を無断で行うこと。
- 十五 非営利目的の宣伝、募金、その他これらに類する行為を無断で行うこと。
- 十六 夜間(日没後から日出前までの間)に、大型の商品や資機材を無断で搬入または搬出すること。
- 十七 メンバーズカードの登録者の同伴なしに、メンバーズカードを他人に貸して使用させること。または、駐車カードの登録者以外の者に、駐車カードを貸して使用させること。
- 十八 ガソリン、プロパンガス等の危険物を搬入すること、または消防法で禁止する危険物の取り扱いを行なうこと。
また、給油所以外の場所(係留棧橋、一時係留棧橋、修理ヤード、駐車場など)で給油作業を行うこと。
- 十九 契約艇上で携帯用コンロを使用する等を除いて、焚き火、花火、バーベキュー等の火気を使用すること。
- 二十 棧橋上に荷物運搬用の台車、または身障者用の車椅子等以外の車両を乗り入れること。
- 二十一 ゴミ、汚物、生活排水、トイレ排水、ビルジ等を所定の場所以外の場所に廃棄すること。
- 二十二 水産動植物を採取・捕獲したり、遊泳、または潜水を行うこと。
- 二十三 高速航行、無謀操縦、追い越し、並列航行、曳航、帆走、エンジン停止、釣り、投錨、その他、他の船に迷惑または危険を及ぼすような行為。ただし緊急の場合を除く。
- 二十四 パーソナルウォータークラフト(水上オートバイ)、ディンギーヨット、手漕ぎボート、ゴムボート等の契約艇以外のボート類を浮かべ、または遊走すること。また、契約艇以外のボートを許可なくボートパークの棧橋に係留したり、係留中の他のボートに横付けしたりすること。
- 二十五 棧橋、陸電設備、給水設備、その他のボートパーク施設を改造すること。また、棧橋、係留杭、その他のボートパーク施設に、係船ロープやフェンダー等の係留に必要な策具以外の物を取り付けたり、ぶら下げたりすること。
- 二十六 隣接して係留する他のボート、または周辺に迷惑となる大声、および騒音を発する行為、もしくは危険、騒音、粉塵、悪臭、および汚染等を及ぼす、または及ぼす可能性のある作業を行うこと。

二十七 浮き船台、または浮き船台と同様に契約艇の係留状態に大きな影響を及ぼす装具を使用すること。

二十八 その他、ボートパーク施設の管理運営上支障となるおそれのある行為。

- ③ 許可条件に違反したとき。
 - ④ 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
 - ⑤ 使用許可期間を超えて使用したとき。
 - ⑥ 指定管理者に無断で施設に工作物を設置したとき。
 - ⑦ 施設を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - ⑧ 施設若しくは設備の保全上、機能確保上または管理運営上の必要が生じたとき。
- (3) 利用料金を滞納している場合は、使用許可期間の使用許可の更新をしないことがあります。
- (4) 利用料金が改定された場合は、使用許可期間中であっても、改定後の利用料金を適用します。
- (5) 使用許可は、ボートパーク広島の使用を許可するものであり、船舶の管理、運航等に関する責務はすべて使用者にあります。
施設内での盗難、接触その他の事故について、広島県及び株式会社 WAKO フロンティアは一切責任を負いません。また、他の使用者の責に帰すべき事由又は災害等により損害を被った場合も広島県及び株式会社 WAKO フロンティアはその損害賠償責任を負いません。
- (6) 施設に新たな工作物を設置し、又は施設を改造するなどの管理上支障となる行為(浮船台の搬入、鉄管・スチール管等による枠組)をしてはなりません。
- (7) 許可された施設を使用するに当たっては、船体又は付属物の一部を栈橋にはみ出すこと及び実測船長以上にスパンカーなどの付属物を張り出すなどの他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (8) 施設を使用するに当たり、施設その他に損傷又は損害を及ぼした場合は、現状に回復し、損害を補償しなければなりません。
- (9) 広島県及び株式会社 WAKO フロンティアにおいて工事及び施設の維持管理又は効率的な利用を図る必要が生じた場合には、船舶の入出港制限又は移動を命じることがあります。
この場合、使用者は、自らの費用負担により直ちに指定した場所に移動しなければなりません。
- (10) この使用許可により生ずる権利は、担保に供し又は転貸することができません。
- (11) 船舶関係業者(保管、販売及び修理等を含む。)への使用权の譲渡はできません。
- (12) 船舶関係業者(保管、販売及び修理等を含む。)以外に使用权の譲渡をする場合は、譲受者が船舶検査証の船舶所有者となった場合に限り、引き続き使用許可船舶を係留することができます。

- (13)船舶の変更については、ボートパーク広島使用基準(平成19年4月2日制定)に定める資格の船舶とします。
- (14)許可の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ株式会社WAKO フロンティアに申請して許可を受けなければなりません。
なお、氏名又は住所を変更した場合は、速やかにその旨を株式会社WAKO フロンティアに届け出なければなりません。
- (15)施設の維持管理又は係留船舶の安全確保のため、係留中の船舶に乗船する場合があります。
- (16)メンバーズカードは、使用者及び追加使用者又は共同使用者のみが使用し、第三者への貸し出しはできません。
- (17)施設を使用しなくなったときは、速やかに解約届を提出し、施設を原状回復するとともにメンバーズカード等を返還しなければなりません。

11. 使用許可の変更

許可を受けた事項に変更が生じた場合は、ボートパーク広島管理事務所へ連絡し変更手続きを行ってください。

- 例)・使用許可を受けた船舶の船名、実測全長、実測全幅、主機を変更した場合
・係留する船舶の所有者、住所等が変わった場合など

12. 利用料金の減免制度

身体に障がいのある方が施設を使用する場合には、所定の要件を満たせば利用料金が減免される場合があります。

詳しくは、ボートパーク広島管理事務所にお問い合わせ下さい。

13. 申込窓口 (問合せ先)

指定管理者

株式会社 WAKO フロンティア

〒730-0826 広島市中区南吉島 1-1

TEL 082-249-2855

受付時間：9：00～18：00 (定休日：火曜日 ※祝日の場合は翌日が休業日)

14. 個人情報の取り扱いについて

株式会社WAKO フロンティアでは、利用申請書により得た個人情報を厳重に管理し、以下の目的以外には利用いたしません。

- (1)ボートパーク広島利用契約書の詳細確認
(2)株式会社WAKO フロンティア、ボートパーク広島テナント各社各種サービス、商品

宣伝、イベントキャンペーン、講習会等の開催について、郵便や電話などの方法により案内すること。および顧客満足度の向上を図る目的で、郵便や電話などの方法によりアンケート調査を実施すること。